

平成 28 年 11 月 18 日

オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC用）
の変更について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名」（平成 20 年厚生労働省告示第 95 号）が、平成 28 年 11 月 17 日付け厚生労働省告示第 394 号をもって一部改正されたことに伴い、オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC用）（以下「記録条件仕様」という。）の別表を、下記のとおり変更しましたのでお知らせします。

なお、下記の変更については、平成 28 年 11 月 18 日より適用開始とします。

記

変更内容

記録条件仕様の「別表 27 診療区分コード」に以下を追加した。

- 「0201 セレキシパグ」
- 「0202 イキセキズマブ」
- 「0203 エロツズマブ」